

議案第49号

守口市消防団条例の一部を改正する条例案

守口市消防団条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市消防団条例の一部を改正する条例

守口市消防団条例（平成25年守口市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>第10条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第10条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。